

平成29年度施政方針

～創造性と可能性にあふれた「新しい石巻市」を目指して～

「施政方針」は、市長が市政運営についての基本的な考え方や重点的に取り組む施策等を市民の皆さんにお示しするものです。

平成29年度は、震災復興基本計画における再生期4年間の最終年度であり、発展期に向けて重要な局面を迎える年です。復興事業を加速させるとともに、人口減少等の新たに取り組むべき課題を克服するため、職員の英知を結集し、全力で市政運営に取り組み、市民の皆さんとともに、創造性と可能性に満ちたまちづくりに取り組んでまいります。

創造性と可能性にあふれた「新しい石巻市」を目指し、5つの柱を軸に復興事業の更なる加速化を図ります。

☎ 復興政策課(内線4212)

1 安心して暮らせるまちづくり

被災された方々の生活の基礎となる「住まいの再建」の更なる加速化に向けて、全ての地区で土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地供給を進めるとともに、復興公営住宅の建設を一段と加速してまいります。

また、入居要件緩和に伴う復興公営住宅への入居希望調査を進め、必要整備戸数を精査するとともに、建設場所や整備手法について早急に検討してまいります。

本市における最大の課題は、仮設住宅の解消であることから、再建先がない方々の最後の受け皿が公営住宅であると捉え、仮設住宅からの移転を促進してまいります。

しかし、克服すべき困難な課題が山積しており、昨年6月に策定した「石巻市被災者自立再建促進プログラム」を実効あるものとするため、特定延長スケジュールを見据え、全庁を挙げて取り組んでまいります。

本市は、固有の歴史・文化や形態をもった多様な「まち」が分散して立地しておりますが、総合支所を拠点としてコンパクトシティ化を進めるとともに、人が集い、人と人が行き交い、コミュニケーションするまちづくりを進めることで、地域に新たな魅力を創出し、賑わいと活力のある街として生まれ変わるため、これまで以上にまちづくりに最大限の力を注いで取り組んでまいります。

さらに、あらゆる災害から市民の尊い生命と財産を守るため「災害に強いまちづくり」を推進することが重要であり、東日本大震災を経験した自治体として、その教訓を活かす努力を怠ることなく、災害に強い社会インフラの整備や磐石の消防体制を備えるとともに「自助」「共助」「公助」に基づく防災体制の強化を推進してまいります。

しかし、震災後、市民の皆さんの生活環境が大きく変化するとともに、コミュニティの希薄化が進み、安心・安全な暮らしに不安を抱いている市民が多いのが現状であります。新しい地域コミュニティの形成は、住民が助け合って生活を営む基盤であるとともに、災害発生時における重要な役割を果たすものと考えております。コミュニティの再構築や孤立防止といった復興の進展に伴う課題の解決に取り組み、地域の安心・安全な暮らしを保障することが最も大切であると考えております。

2 産業の再生と人材の育成

産業の再生は、本市の経済基盤を取り戻し、市民生活を支える雇用の創出に繋がる最優先課題であり、復興事業完了後の「まち」が、急激な人口減少社会にあっても、震災前のような地域内でヒト、モノ、カネが還流する「まち」に戻るには、ものづくり産業の早期復興と商業や観光の再生と賑わいづくりが必要であります。

産業の基盤整備に係る土地区画整理事業や漁港施設等の復旧を加速化させるとともに、先進的技術を活用した新産業の創出や農林水産業の高度化による事業規模の拡大等に取り組んでまいります。

また、産業を支える根幹は人材の育成であり、特に、第一次産業における担い手は、高齢化が進むとともに年々減少傾向にあるため、担い手の確保は急務となっています。本市の農林水産業を持続可能な産業として発展させるためには、引き続き担い手育成に対する積極的な支援策等を実施してまいります。

さらに、後藤新平が亡くなる直前に残した「人を残して死ぬ者は上だ」の名言に学び、創業による新たな雇用の創出等を図る取り組みや支援を積極的に展開し、若者や女性が活躍できるまちを目指して、新たな人材の発掘や育成に努めてまいります。「街なか居住」が進み、定住人口が増加している中心市街地では、かわまち交流拠点整備を進めており、震災以前の活力を回復するとともに、新たな価値創造に繋げて

いきたいと考えております。

半島部においては、行政、医療、福祉、教育等の機能が集積した拠点エリアの整備により賑わいの再生と観光産業の活性化を推進するとともに、石巻広域圏の2市1町が連携して設立する「(仮称)DMOいしのまき」が主体となって、観光ニーズに基づくさまざまな地域資源を活かした着地型観光商品の開発を進め、効果的なプロモーションにより交流人口の拡大を図ってまいります。

3 子育てしやすい環境づくり

本市は、東日本大震災以降、急激な人口減少に直面しており、人口減少対策は危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題であります。

人口減少の要因として若い世代の人口流出が昭和60年代から続いており、人口減少は将来の経済規模や生活水準の低下を招くばかりでなく、将来に対する不安につながることから、子育て世代を対象とした環境づくりや施設整備を推進してまいります。

また、定住や地域外から若い世代の移住を進めるためには、医療や教育環境の整備、定住支援策や雇用の創出が必要であり、多様な主体と連携して効果的な支援を推進してまいります。

特に、少子化対策や子育て支援策の推進は、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても人口減少対策の中心的テーマであり、本格的に少子化に立ち向かうためには、更なる施策の充実が不可欠であります。

子どもを産み、育てやすい環境の整備は、出生率回復につながる少子化対策として有効な施策であり、結婚から子育てまでに関わる施策を総合的に展開することが、本市の活力ある未来を切り開くために必要であります。

4 市民の健康づくりの推進

市民が心身ともに健康で生活していくためには、生涯にわたる健康づくりを進めることが必要であることから、一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくりを推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

市民の健康を後押しする保健政策は、健康な生活を送れるよう支援環境を整えることであり、医療体制や多様な主体による支援体制の充実等を推進してまいります。

また、健康づくりを推進するため、自らの健康は自らがつくるという意識を啓発し、生活習慣病予防事業を展開してまいります。

さらに、高齢者等の健康悪化や福祉課題へ対応するため、在宅医療と介護の連携に関する相談体制の構築を図るとともに、地域住民に対する普及啓発や多職種・多機関と連携・協働を図ってまいります。

5 絆と協働の共鳴社会づくり

復興を成し遂げ、心豊かに暮らせるまちづくりを進めるためには、市民と行政の協働と連携によるまちづくりが必要であることから、引き続き地域のコミュニティ構築や活性化に向けた支援を進めるとともに、住民主体のコミュニティ活動を進めるため、地域の人材育成に対する支援を行ってまいります。

また、着実に復興している石巻市を全国、全世界に発信するとともに、地域の活力を取り戻すため、積極的に移住・定住および交流人口拡大のための事業に取り組んでまいります。

行政情報

「放課後学び教室」
学び相談員・学び
支援員の募集

業務内容

小・中学生の放課後自主学習の支援や保護者からの学習相談

勤務時間

4月下旬～平成30年2月末
週1～3回程度(学校の
実情によって異なります)

平日午後3時ごろ～5時
ごろ(学校の実情によって
異なります)

勤務地 市立小・中学校

学び相談員 石巻市および
近隣在住の20歳以上の方で

教員経験者または学習指導
経験者(40人程度)
学び支援員 石巻市および
近隣在住の大学生等で中
学生への学習支援可能な方
(10人程度)

賃金
時給850円～1,000円

申込期間
4月3日(月)～28日(金)
(以後も随時申込可)

申込方法
電話・FAXまたは直接申
し込みください。

☎・☎ 学校教育課(内線5029)
FAX 22-515160

就学援助制度

経済的な理由から小中学校に子どもを就学させることが困難と認められる保護者に対して、就学に必要な経費

の一部を援助する制度です。
対象

保護者の世帯全体が次のいずれかに該当し、経済的な援助を必要としている世帯

①生活保護を停止または廃止された

②市民税が非課税または減免されている

③固定資産税や個人事業税が減免されている

④国民年金の保険料の減免を受けている

⑤国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている

⑥児童扶養手当の支給を受けている

⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている

⑧世帯員全員の合計収入が著しく低い等の事情がある
または東日本大震災により
①家屋が半壊以上の被害を受けた

②原子力発電所の事故から避難してきた
③解雇等により著しく収入が減っている
詳しい内容についてはお問い合わせください。

☎・☎ 各小・中学校
市教育総務課
(内線5017)



行政情報

奨学金返還支援事業助成金

医療・介護・福祉分野の専門職の人材確保と市へのU・I・Jターン等、地元就職の促進を図るため、奨学金の返還額の一部を助成します。
今年度から対象者を拡大し、助産師と保育士の資格を有する方も対象となります。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を有する方
平成28年4月1日以降に、市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内の事業所で保有資格に基づき業務に従事する方で、申請年度の3月31日まで継続して当該事業所に勤務する方(国および地方公共団体の職員を除く)
月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、または申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
奨学金の返還に滞りがない方

市税の滞りがない方
暴力団員等でない方
対象となる奨学金
・日本学生支援機構奨学金
・石巻市奨学金
・その他市長が認める奨学金
申請年度内に返還した奨学金返還額(上限20万円)
※市内居住期間または市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。
助成期間 最長3年間
申込方法 交付申請書類に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。
申込期間 4月3日(月)～28日(金)
※持参する場合は、事前にご連絡ください。
※詳細は、問い合わせまたはホームページをご覧ください。

買物支援対策助成金

離半島部等における買物の利便性向上を図るため「買物支援対策事業」を実施する住民団体等に対して、事業に要する経費の一部を助成します。
対象団体 市内に設立されている住民団体等(町内会、婦人会、NPO、ボランティア団体等)
対象事業 離半島部等の買物困難地域において、日常生活に必要な物資の注文を取りまとめ、一括購入の上、注文物資を個別に配達する事業
対象経費 買物支援対策事業に係る

買物支援対策助成金

一括購入に要する運賃相当額のうち、次の経費
①交通運賃(公共交通機関による運賃実費)
②自動車燃料代(自家用車を利用した場合の燃料代として1キロメートルにつき37円)
申請方法 交付申請書類に必要事項を記入の上、申請してください。
※募集要領や交付申請書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。
申請期間 4月1日(土)～5月1日(月)
申・問 包括ケア推進室(内線2572)
河北・雄勝・北上・牡鹿各総合支所保健福祉課 荻浜支所

上下水道の手続きはお早めにはお済ませください

転出する方
「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」をご覧の上、早めに水道企業団お客さまセンターへ電話してください。
転入した方
ポスト・玄関に入っている「水道をご利用されるお客さまへ」の「お客さま番号」を確認の上、使用開始の5日前までに水道企業団お客さまセンターへ電話してください。
※なお、水道料金と下水道使用料は、合算で請求しています。
申・問 水道企業団お客さまセンター(受託事業者 石巻地方水道サービス共同企業体) ☎96-49955(土日・祝日を除く)
申・問 市下水道管理課(内線5694)
各総合支所地域振興課

防災ラジオテスト放送

4月11日(火)午後3時ごろ
危機対策課(内線4158)

福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

除染等が必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内で放射線の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えない数値は検出されませんでしたので、ご安心ください。

今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、12月から3月までの4カ月分を4月11日(火)に指定の口座へ振り込みます。国の制度改正に基づき、4月から手当額が改定されました。

| | | 平成29年3月まで | 4月以降 |
|--------|------|----------------------------|----------------------------|
| 本体額 | 全部支給 | 42,330円 | 42,290円 |
| | 一部支給 | 所得に応じて42,320円～9,990円の範囲で決定 | 所得に応じて42,280円～9,980円の範囲で決定 |
| 加算額第2子 | 全部支給 | 10,000円 | 9,990円 |
| | 一部支給 | 所得に応じて9,990円～5,000円の範囲で決定 | 所得に応じて9,980円～5,000円の範囲で決定 |
| 加算額第3子 | 全部支給 | 6,000円 | 5,990円 |
| | 一部支給 | 所得に応じて5,990円～3,000円の範囲で決定 | 所得に応じて5,980円～3,000円の範囲で決定 |

※4月に支給される手当(平成28年12月分～平成29年3月分)は、従来の額で支給されます。

問 子育て支援課(内線2512・2513)・各総合支所保健福祉課

平成29年度障害者社会参加促進事業・自発的活動支援事業の補助金申請

市では、障害がある方が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう社会参加活動や地域における自発的な活動を支援する団体等に補助金を交付しています。

事業を実施する市内の障害者団体や障害者の支援団体等の申請により、事業費の一部を補助するものです。

| 補助対象要件 | | | 補助上限額 |
|---|----------------------------|---|-------------------------|
| 事業内容 | 参加人数 | 対象団体等 | |
| 社会参加促進事業 ・障害者等スポーツ大会 ・障害者等レクリエーション大会 ・障害者地域交流大会 ・障害者等芸術・文化講座等 | 15人以上(障害者等の人数) | ・市内の障害者等団体 ・市内に活動拠がある障害者等の支援団体 | 参加人数により50,000円～100,000円 |
| 自発的活動支援事業 ・地域での障害者等の災害対策活動や見守り活動 ・ボランティア養成等の活動 | 6人以上(支援者、ボランティア等) | 対象事業を実施する市内の団体またはグループ(福祉サービスを提供する法人を除く) | 30,000円 |
| ・障害者やその家族の情報交換ができる交流活動 ・権利や自立のために社会に働きかける活動 ・その他 障害者と地域住民等が自発的に行う活動 | 6人以上(3人以上の障害者と支援者、ボランティア等) | | |

1 この補助金交付事業は、障害者総合支援法により定められた地域生活支援事業として実施するものです。

※障害者施設等を運営する法人が施設内で実施する行事等は、対象外となります。

2 今年度の申請期限は、5月末となります。詳しくは問い合わせください。

申・問 障害福祉課(内線2482・2483)

国民健康保険加入の皆さんへ…簡易申告はお済みですか?

国民健康保険(国保)に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。
世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険税が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。
①平成28年中に収入のなかった方(平成28年中の収入が雇用保険等の非課税所得のみの方も含まれます)
②平成28年中障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金等の受給者は、申告は不要です)

平成29年春の交通安全県民総ぐるみ運動

とき 4月6日(木)～15日(土)(10日間)
運動の基本
子供と高齢者の交通事故防止・事故にあわない、おこさない
①歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶
問 防災推進課(内線4174)
各総合支所地域振興課

空間放射線量の測定結果

| 測定箇所 | 測定結果 | 測定期間 |
|-----------------------|-----------|----------|
| 市役所北出入り口前 | 0.05～0.10 | 2/1～2/27 |
| 市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地) | 0.05～0.08 | 2/1～2/28 |
| 公共施設等(ホットスポット調査) | 0.05～0.10 | 2/1～2/22 |
| 牡鹿地区集落 | 0.05～0.19 | 2/1～2/16 |

(単位:マイクロシーベルト/時)

問 環境課(内線3366)
※住民持ち込みによる食品等の放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを行っています。

行政情報

国民健康保険税の納税 通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成29年度納税通知書(第1期～第3期の暫定賦課)を郵送します。

仮算定額については、平成28年度の保険税を基に算定しています。なお、平成28年中の所得金額に基づき計算される保険税の納税通知書(第4期～第10期の確定賦課)は、7月中旬に郵送します。

また、本年4月1日(土)以後に加入の届け出をされた方には、4月に納税通知書の発送はありません。
※納税通知書が届かない場合、お問い合わせください。

問 保険年金課
(内線2337～2339・2342)

各総合支所市民生活課

介護保険料(仮算定)納入 通知書をお届けします

平成29年4月1日(土)現在の世帯の状況、平成27年分の所得(平成28年分の所得が未確定のため)等に基づき、介護保険料を計算し、4月中旬に平成29年度納入通知書を郵送します。

※年金から天引きされている方を除きます。

問 介護保険課
(内線2443～2445)
各総合支所保健福祉課

固定資産税・都市 計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧

市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居する家族は、4月3日(月)から所有する資産の課税標準額等を閲覧することができます。

また、納税者の方は、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を4月3日(月)～5月31日(水)までの縦覧期間内に縦覧することができます。自分の資産と比較することで、評価の適正さを確認することができます。

◎路線価の公開

宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を4月3日(月)から窓口で閲覧できます。また、資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することもできます。

◎縦覧・縦覧場所

資産税課・各総合支所市民生活課・各支所
※路線価については、総合支所は各管内分、各支所は本庁分を備え付けています。

課税台帳の閲覧

1件につき300円
※縦覧期間中に平成29年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料。

縦覧帳簿による縦覧

無料
※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です。(同居の家族の場合の委任状は不要です。また、法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です)

◎証明書の交付時期

平成29年度分の評価証明

書は4月3日(月)から、公課証明書は5月1日(月)から交付します。(本庁の交付は市民税課で行います)

問 資産税課

(内線3116・3119・3122)

市街化区域編入 に伴う都市計画 税の課税

石巻広域都市計画の都市計画変更に伴い、新たに市街化区域となった新蛇田地区(のぞみ野・あゆみ野)、新渡波・新渡波西地区(さくら町)、あけぼの北地区(あけぼの北)、須江地区(須江字置石前の一部)について、平成29年度より都市計画税が課税となります。詳しくは問い合わせください。

問 資産税課
土地について
(内線3124)
家屋について
(内線3115・3116)

パソコンは市では 回収できません

家庭用パソコンの処理については、製造元に問い合わせください。

問 パソコン3R推進協会
03-5282-6115
FAX 03-3233-6091
URL <http://www.pc3r.jp/>
市廃棄物対策課
(内線3375・3376)

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!! 4月17日(月)から狂犬病予防注射(集合注射)が始まります!

登録している方には、4月上旬に実施通知(はがき)を郵送しますので、通知持参の上、お近くの会場においでください。(登録しているのに実施通知が届いていない方は、問い合わせください)

また、新たに犬を飼われた方、まだ登録をしていない方でも、会場で登録して同時に注射ができますので、必ず登録し注射を受けてください。

なお、集合注射を受けることができるのは、「石巻市」に登録のある犬に限ります。他市町村から転入・譲渡され手続きがまだの方は、登録事項変更届が必要となりますので、集合注射前に手続きをお願いします。

※期間中に登録または注射を受けることができない方は、個別に動物病院等で必ず行ってください。その際は、登録料・注射料のほかに診察料等が加算されます。また、犬の体調が不安定な場合は、獣医師とご相談ください。

集合注射料金が、3,100円に変わります!

(内訳:注射料2,550円、注射済票交付手数料550円)

※未登録の方は3,100円のほかに、登録料3,000円が加算されます。

問 環境課(内線3364・3363)・各総合支所市民生活課

| 日程 | 地区 | 受付会場 | 時間 | |
|----------|----------|---|--|---|
| 石巻 | 4月17日(月) | 稲井(一部) 住吉山下 | 南境生活センター 9:00~9:25 仮設大橋団地駐車場(消防本部側) 9:40~10:20 北上公園(中里) 10:35~11:15 禅昌寺駐車場 11:35~12:00 | |
| | | 18日(火) | 蛇田 | 新下前沼公園 9:00~9:15 高玉神社 9:30~10:15 向陽地区コミュニティセンター 10:30~11:00 裏区会館 11:15~11:30 新立野1号公園 11:45~12:00 |
| | | | 19日(水) | 稲井 |
| | 20日(木) | | | 中央山下釜大街道 |
| | 21日(金) | 湊渡波 | 不動町集会所 9:00~9:45 一皇子神社 10:00~10:15 鹿妻東公園 10:30~10:50 根岸会館 11:05~11:30 | |
| | 22日(土) | 休日対応日 | 石巻合同庁舎駐車場 13:30~15:00 | |
| | 24日(月) | 渡波 | 黄金浜会館 9:00~9:40 | |
| | | | 渡波公民館駐車場 9:55~10:40 | |
| | | | 祝田(石巻市消防団第9分団前) 10:50~11:05 うしお荘 11:15~12:00 | |
| | 30日(日) | 休日対応日 | 石巻合同庁舎駐車場 13:30~15:00 | |
| | 河北雄勝 | 5月16日(火) | 大谷地 | 大吉野福祉センター前 11:20~11:35 後谷地老人憩の家前 11:40~11:55 |
| | | | | 飯野川 |
| 大川 | | | 大須集会所 8:40~8:50 原消防ポンプ小屋前 9:20~9:30 入釜谷生活センター前 9:40~9:50 原生活センター前 10:00~10:15 谷地公民館前 10:20~10:35 福地林業者生活改善センター前 10:45~11:00 三輪田中区公民館前 11:10~11:25 辻堂生活センター前 11:35~11:50 | |
| | | | 二俣 | |
| 4月25日(火) | | | 鹿又 | 鹿又農業研修センター 11:25~11:40 梅木ふれあいセンター 11:50~12:00 糠塚生活センター 9:00~9:10 須江農村定住センター 9:20~9:35 しらすぎ台コミュニティセンター 9:45~10:05 山根中埠転作推進集落センター 10:15~10:30 柏木ふれあいセンター 10:40~10:55 広測町下コミュニティセンター 11:05~11:20 広測農業担い手センター 11:30~11:45 |
| 26日(水) | 須江広瀨 | 須江農村定住センター 9:20~9:35 しらすぎ台コミュニティセンター 9:45~10:05 山根中埠転作推進集落センター 10:15~10:30 柏木ふれあいセンター 10:40~10:55 広測町下コミュニティセンター 11:05~11:20 広測農業担い手センター 11:30~11:45 | | |
| | | 27日(木) | 北村広瀨 | 中沢公会堂 9:00~9:10 |
| 河南 | 4月27日(木) | 北村広瀨 | 朝日会館 9:20~9:30 大番所生活改善センター 9:40~9:50 青木多目的研修センター 10:00~10:15 新田公会堂 10:25~10:40 北村農村交流センター 10:50~11:05 小崎生活センター 11:15~11:25 箱清水老人憩の家 11:35~11:45 | |
| | | | 和測前谷地 | 笠入あすなろ館 9:00~9:15 和測地区コミュニティセンター 9:25~9:40 和測山根ふれあいセンター 9:50~10:00 山崎公益堂 10:10~10:20 定川会館 10:30~10:45 根方公益堂 10:55~11:10 河南総合支所 11:20~12:00 |
| | | | | 4月28日(金) |
| | | 5月11日(木) | | |
| | | | 5月9日(火) | |
| | | | | 5月10日(水) |
| | 5月11日(木) | 網地島ライン発着所(網地) 12:35~12:45 | | |

※期間中はどの会場でも受け付けします。会場、時間を間違えないよう、よくご確認ください。
※会場にはたくさんのワンちゃんが集まります。首輪が抜けやすいよう確認し、リードを必ず付けてください。また、フンの始末は飼い主が責任を持って行ってください。
※石巻地区の日程に「休日対応日」を設けています。どの地区の方でも受けることができますので、平日最寄り会場での接種が難しい方は、ご利用ください。

6次産業化・地産地消推進助成金制度

農林漁業者と地域の事業者との連携を強化し、地域資源の高付加価値化を図るため、1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む商品開発や販路開拓等の事業に対し助成金を交付します。

| 対象事業・区分 | 助成額 |
|---------|-----------------------------------|
| 新商品開発事業 | 対象経費の3/4以内 (交付限度額:1業者あたり50万円) |
| 販路開拓事業 | 対象経費の3/4以内 (交付限度額:1業者あたり50万円) |
| 施設整備事業 | 対象経費の1/2以内 (交付限度額:1業者あたり200万円) |

※具体的な対象事業等については、問い合わせください。

対 象

- ・ネットワークを形成して事業に取り組む市内事業者
 - ・市税および国民健康保険税を完納しており、かつ、助成金交付終了後も事業の継続が確実であると認められるもの
- ※事業着手の30日前までに申請書を提出してください。

申・問 商工課(内線3526)

特定不妊治療費助成事業を拡大します

対 象

- 次の全てに該当する方
- ①「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の決定を受けた夫婦
 - ②夫婦または夫婦のいずれかが治療期間および申請日において石巻市民である夫婦
 - ③他の自治体から特定不妊治療費助成を受けていない夫婦
- 内 容
- ①体外受精・顕微授精の特定不妊治療に要した費用に対し、1回10万円まで。(通算6回まで)
 - ②男性不妊治療に要した費用に対し、1回10万円まで。
- なお、県の助成額を控除した後の金額が10万円に満たない場合は、その金額まで。

※治療を終了した日の年度内の申請になります。

申・問

健康推進課(内線2422)
各総合支所保健福祉課

「法テラス東松島 夜間・土日相談」

と き 4月8日(土)・23日(日)

午前10時～午後4時

4月12日(水)・19日(水)

午後4時30分～7時30分

と ころ 法テラス東松島

(東松島市矢本字大溜1-1)

コミュニティセンター(西側)

内 容 通常の相談に加え

て、どなたでもご利用できる

弁護士無料相談を行います。

そ の 他 当日相談も可能で

すが、事前予約の方を優先

します。平日も無料相談

ができます。詳細は法テ

ラス東松島にお問い合わせ

ください。

申・問

法テラス東松島

☎050-3338310009

(受付 午前9時～午後

5時(土日・祝日を除く))

第1回不審者対策学校区パトロールのお知らせ

不審者対策パトロールを

各小学校で実施します。児

童の下校時刻に合わせて、街

頭等での見守りをお願いし

ます。市民の皆さんのご協力

をお願いします。

実施日 4月20日(木)

※小学校の都合により変更

する場合があります。

詳細は各小学校に問い合

わせください。

重 点 地 区 飯野川小学校

申・問 市民相談センター

(内線2533)

市民相談センターから

〈賃貸借トラブル〉

毎年春の転居シーズンに

は、賃貸住宅の敷金清算の

トラブルが増加します。

通常の生活でできた損耗

の修繕義務は貸し主です

が、故意に傷つけたり、汚し

たりした場合は借り主が修

繕し、借りた時と同じ状態に

して明け渡さなくてはなり

ません。

トラブルを防ぐためにも、

入居時には、業者と一緒に

部屋の状態を確認し、なるべ

く写真に残しておきましょう。

お困りの際には、一人で悩

まずに当センターまでご相

談ください。

〈弁護士による無料法律相談〉

日程等は「4月の相談あ

んない」をご覧ください。

申・問 市民相談センター

(内線2542)

4月の相談あんない

行 政

●行政書士相談(要予約)

17日(月) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B

申・問 県行政書士会石巻支部 ☎22-8471

●行政相談

5日(水) 午前10時～正午 桃生総合支所2階会議室

5日(水) 午前10時～午後3時 雄勝総合支所仮庁舎

6日(木) 午前10時～午後3時 牡鹿総合支所2階研修室

12日(水) 午後1時～3時30分 河南総合支所第2庁舎1階会議室

12日(水) 午後1時30分～3時30分 石巻中央公民館1階第1教養室

21日(金) 午前10時～午後3時 河北総合支所

子 ど も

●県東部児童相談所(石巻合同庁舎) 18歳未満の子どもに関する相談

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95-1121

●子育てに関する相談(子育て支援センター)

午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎94-2366

介 護

●各地域包括支援センター ※ ()内は担当地区

中央(石巻・中央) ☎21-5171 河北(河北) ☎61-1252

稲井(稲井・住吉) ☎93-8166 雄勝(雄勝) ☎61-3732

蛇田(蛇田) ☎92-7355 河南(河南) ☎86-5501

山下(山下・釜・大街道) ☎96-2010 ものう(桃生) ☎76-5581

渡波(渡波・荻浜) ☎25-3771 北上(北上) ☎61-7023

湊(湊) ☎90-3146 牡鹿(牡鹿) ☎44-1652

交 通 事 故

●県交通事故相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

●交通事故に伴う自動車保険請求相談(そんぽADRセンター東北)

午前9時15分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎0570-022808

暮 ら し

●市民相談センター(市役所2階)

・市民生活相談 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

市民相談(内線2532) 家庭児童相談(内線2534)

・少年相談(内線2533) 午前9時～午後5時(月・水・木・金曜日)

・消費生活相談 ☎23-5040 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

●弁護士による無料法律相談(内線2532・2533)

11日(火) いしのまき法律事務所 前田弁護士

25日(火) おあぞら総合法律事務所 小川弁護士

午前10時30分～午後4時 市役所2階市民相談センター相談室

定 員 1日9人[先着] 予約受付開始 3日(月) 午前9時

●虐待防止センター(市役所2階)

・児童、高齢者、障害者の各種虐待相談およびDV相談(内線2535・2538・2539・

2543) ☎23-6614(直通) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

●無料法律相談会 ※予約優先

司法書士が無料で相続登記・法律相談に応じます。

と き 水・土(祝日を除く) 午後1時30分～4時30分

と ころ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102号)

受 付 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

申・問 石巻司法書士相談センター ☎96-3611

●女性のための面接相談

心身不調、人間関係、夫婦問題、DV等のさまざまな問題に無料で応じます。

と き 19日(水) 午前10時30分、午後1時、3時30分 市役所2階相談室B

※今年度は、月1回(第3水曜日)の開催となります。

定 員 1日3人[先着] ※要予約

担 当 田口京子(日本フェミニストカウンセリング学会認定カウンセラー)

申・問 地域協働課(内線4233)

●物忘れ相談(包括ケアセンター)

と き 11日(火)

定 員 2件[先着] ※要予約

※定員超過の場合は別日に2件まで対応を検討します。

申・問 介護保険課(内線2437)

●法律(弁護士)相談

・仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12-18)

午後1時30分～4時30分 月～金曜日(祝日を除く)

午前10時30分～午後4時30分 日曜日(祝日を除く)

震災時被災3県に在住の方は刑事事件・法人を除き全て無料です。

申・問 仙台弁護士会法律相談センター ☎022-223-2383

(受付 午前10時～午後5時[先着] 土日・祝日を除く)

※当日の相談予約・キャンセルは直接石巻法律相談センターへ

午前10時～午後3時 ☎23-5451

●県政に関する相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

●県消費生活相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93-5700

●震災に関する裁判所の手続き案内(仙台家庭・簡易裁判所)

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く) ☎022-745-6090

●無料人権相談

5日(水) 午前10時～午後3時 桃生総合支所2階会議室

5日(水) 午前10時～午後3時 雄勝総合支所仮庁舎2階会議室

6日(木) 午前10時～午後3時 牡鹿総合支所2階研修室

7日(金) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B

申・問 仙台法務局石巻支局 ☎22-6188

●農家相談(河北総合支所3階会議室)

17日(月) 受付開始 午後1時30分

詳細については、問い合わせください。

※農地法許可申請受付期間 5日(水)～10日(月)

申・問 農業委員会事務局 ☎62-4826

●年金に関する相談(石巻年金事務所)

・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長します。

・休日年金相談 8日(土) 午前9時30分～午後4時 ☎22-5115